

令和6年4月8日

保護者の皆さまへ

井原市教育委員会教育長 伊藤祐二郎  
井原市立西江原小学校長 森川 孝一

井原市小・中学校児童生徒一人一台端末の利用について

日頃から本市学校教育にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
す。

さて、国の進める GIGA スクール構想のもと、市内小中学校に通う児童・生徒  
が一人一台の端末を活用し学習活動などに利用しているところです。

今年度も引き続き、端末を学校の教育活動において活用し、子どもたち一人ひ  
とりの学習状況に合わせたきめ細やかな学びの実践につなげたいと考えていま  
す。

つきましては、タブレット端末利用について、井原市立小・中学校『端末活用  
のルール』をお読みいただき、令和6年4月15日（月）締切で「井原市立小・  
中学校における端末の取扱いに関する確認書」の提出をお願いいたします。

## 井原市立小・中学校『端末活用のルール』

井原市教育委員会

児童・生徒一人ひとりの実態に合わせたきめ細やかな指導を行うとともに、より豊かな学びを実現していくためには、端末を上手に活用していくことが有効であると考えられます。しかし、端末は学習に役立てるための道具ですが、使い方によっては心配されることもたくさんあります。そのため、井原市では『端末活用のルール』を定めました。

みんなでこのルールを守り、端末を「安心・安全・快適」に学習に活用して、学びを深めていきましょう。

※保護者の皆様におかれましては、本ルールをお子さまといっしょにご覧いただき、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

### 1 使用の目的

- ・学校から貸し出される端末は、学習活動のために使うことが目的です。学習活動に関わる以外には使いません。

### 2 使い方について

- ・学校で端末を使うときは、先生の指示をよく聞いて使います。
- ・先生から指示があったこと以外には使いません。
- ・落として壊したり、無くしたりしないように十分に気を付けます。
- ・水に濡れるところ、湿気の多いところ、直射日光の下やストーブの近くなどには置かないようにします。
- ・画面には指でふれます。えんぴつやペンで操作したり、落書きしたり、磁石を近づけたりは絶対にしません。また、汚れた手でさわらないようにします。
- ・下校時には、充電保管庫で保管します。
- ・タブレット端末を使用するときは、正しい姿勢で、画面に近づきすぎないように気を付けます。

### 3 安全な使用

- ・学習に関係のないウェブサイトにはアクセスしません。
- ・自分のタブレット端末を他人に貸したり、使わせたりしません。
- ・端末の各機能を利用するための「自分のアカウント」や「パスワード」を他の人に絶対に教えません。
- ・自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号など）はインターネット上に絶対に上げません。
- ・相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることを絶対に書き込みません。

### 4 カメラでの撮影

- ・先生が許可した時だけカメラを使うことができます。
- ・学習目的以外で、自分や他の人を撮影しません。
- ・カメラで誰かを撮影するときは、必ず撮影する相手の許可をもらいます。
- ・撮影した写真や動画は、インターネット上に絶対に上げません。

## 5 データの扱い

- 端末で作ったデータやインターネットから取り込んだデータ（写真や動画など）は、学習活動で許可されたものだけ保存します。
- 他人の著作物のデータ（文章、写真、友達の作品等）は、インターネット上に絶対に上げません。

## 6 設定の変更

- デスクトップのアイコンの配置などの端末の設定は、勝手に変えないようにします。アプリの削除はしません。
- 画面の明るさや音量の設定は、各自で行ってもかまいません。

## 7 トラブル

- 学校で、端末本体やインターネットが使えなくなって、再起動をしても元に戻らないときは、すぐに先生に知らせます。
- その他、困ったことが起こったら先生に相談します。

## 8 家庭で使う場合（家庭への持ち帰りについては現在検討中）

- 端末を持ち帰る必要がある場合、保護者からの申請があり学校の許可があれば持ち帰ることができます。
- 持ち帰るときは必ずカバン等に入れて持ち帰ります。
- 持ち帰って使用できるのは自宅だけです。
- 使用する時間は家の人とよく話し合い、長時間の使用とならないよう休けいしながら使います。
- 夜9時以降、就寝時刻の30分前には使わないようにします。
- 端末の近くで、食べたり飲んだりしないようにします。
- 家庭で端末を使用できるのは、持ち帰った児童・生徒に限ります。
- 家庭で保管するときは、壊れたり、無くしたりしないように家の中の目の届くところに置いておきます。
- 故障・破損・紛失してしまったら、すみやかに学校へ連絡します。

## 9 使用の制限

- 目的外に使用した場合や井原市立小・中学校『端末活用のルール』が守れない時は、端末を使うことができなくなります。

## 10 弁償等について

- 不適切な使用により故障、破損、紛失した場合には、弁償していただくことがあります。また不要な設定変更をするなどして、端末に不具合が生じた場合は、元に戻すための作業にかかる費用を家庭で負担していただくことがあります。

井原市教育委員会教育長 殿  
井原市立西江原小学校長 殿

井原市立小・中学校における端末の取扱いに関する確認書

タブレット端末の利用に際して、「井原市立小・中学校『端末活用のルール』」  
を確認しました。

ルールを守って端末を使用します。

令和6年4月 日

井原市立西江原小学校 年 組 番

児童名 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

※ 確認した日付・学校名・学年組番号・児童名・保護者名を記入し、  
令和6年4月15日までに、担任に提出してください。